

新たな学びのスタイルに対応した学校のあり方<基本スタイル> 骨子 (案)

1 基本的考え方

(1) 学級編制基準・学区

ア 学級編制について

- ・小・中学校ともに35人学級を基準とした学級数の設定

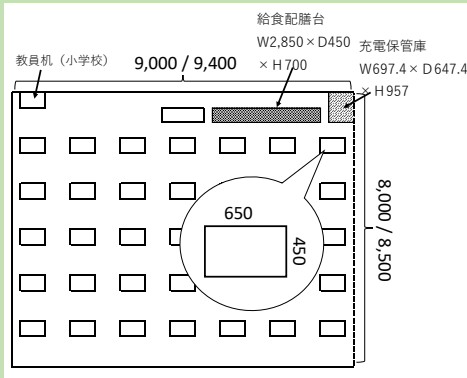
イ 学区について

- ・現在の学区を原則として維持
(コミュニティ拠点の維持)
- ・学区の変更や自由選択制の導入にも柔軟に対応

(2) 施設構成の基本的考え方

ア 教室面積の基準

- ① 机 縦450mm×横650mm (新JIS規格)
- ② 机前後間隔 900mm～1,000mm
机左右間隔 700mm
- ③ 充電保管庫、給食配膳台等を設置
→ <教室の面積>
小学校 72㎡ 中学校 80㎡ ※体格考慮



イ 必要諸室

- ① 普通教室：一体的整備時の学級数に基づき設置
- ② 特別支援学級：一体的整備時の学級数に基づき設置
小・中学校で必要
(全体学級数の2割)
- ③ 特別教室
面積は、教科ごとに普通教室の0.5倍～2.5倍で設定
必要教室数は、学級数と各教科の年間授業数から設定
- ④ 少人数教室
- ⑤ 多目的ホール
- ⑥ 管理諸室
- ⑦ その他
 - ・オープンスペースの充実
 - ・地域開放に係る機能を充実 (例：地域開放管理室)

2 施設機能別の基本スタイル

(1) 普通教室

- 大型提示装置の設置や「1人1台端末環境」等に対応したゆとりのある教室の整備等「多様な授業形態や教育活動」への対応を見据えた機能強化

(2) 特別教室

- 普通教室の機能強化だけでは対応できない特別な設備 (火気・音響・水道等) を要する教室を設置
- 図書室 「ラーニングセンター」
日常的に滞在しなくなる魅力的な空間へ
- 地域開放 特別教室の地域開放により、地域住民等との交流を深め、学校と地域が支え合い、協働していくための共創空間を創出
- 体育館棟への集約 開放施設利用者の動線を限定

(3) 多目的スペース及び共用部

- 多様な学習活動に対応する「オープンな空間」へ個別学習、グループによる課題解決型学習、探求学習等に対応できるオープンスペースの充実
- ロッカーは普通教室から至近距離にある共用部に設置



「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」(文部科学省)より

(4) 管理諸室

- 職員室 執務区域と休息区域の区分、カウンターの設置
- 保健衛生室 普通教室の3倍の面積とし、全学年に対応

(5) その他諸室

- 地域開放管理室 学校事務室との併設による連携も検討
- ランチルーム 調理室に併設し、地域開放を実施

(6) 体育館

- 空調設備、Wi-Fi設備の設置
- 体育館棟の設置 開放の際の施設利用者の動線を限定

(7) プール

- 水泳授業の委託化を前提とし、整備しない
- 消防水利の機能は、先進自治体の事例をもとに協議

(8) 給食施設

- 給食センターからの給食の配送を前提とし、整備しない
- 適切な配送経路 (荷下ろし場、エレベータ等) の確保

(9) 空調等設備・ICT

- 普通教室、特別教室等のすべてに空調 (電気式) を設置
- Wi-Fiアクセスポイントは共用部にも設置

3 複合化への対応

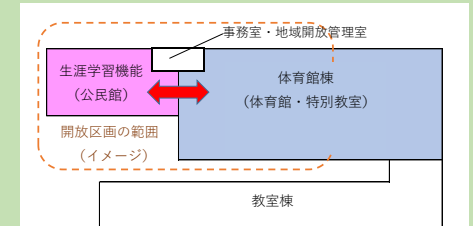
(1) 基本的考え方

- 公共施設再配置計画の「再配置の視点」に基づく「多機能化等によるサービス向上と戦略的経営を進める」
- まちづくり支援機能や地域コミュニティ拠点とする総合化
- 多様な世代と交流したり、互いに活動の様子を見たりすることで、地域と学校がともに学び、支えあう拠点とする



(2) 生涯学習機能

- 学校との親和性は高い (学校・公民館の運営協議会)
- 調理室、音楽室、創作活動室…機能は特別教室と共通
→学校施設との共用を推進



(3) 防災機能

- 広域避難場所の指定
- 地域住民にとって安全、安心な施設整備に努める
- 防災備蓄倉庫は、地域からアクセスしやすく、効率的な運用が可能な位置に設置

(4) 児童ホーム・放課後活動

- 放課後児童の「受け皿」としては、児童館や公民館 (放課後子ども教室)、民設民営施設等があるが、公立児童ホームは最終的な受け皿となり、存続することが予想されるため、学校施設内に設置
(地域交流等を考慮し、地域開放区画内に設置)